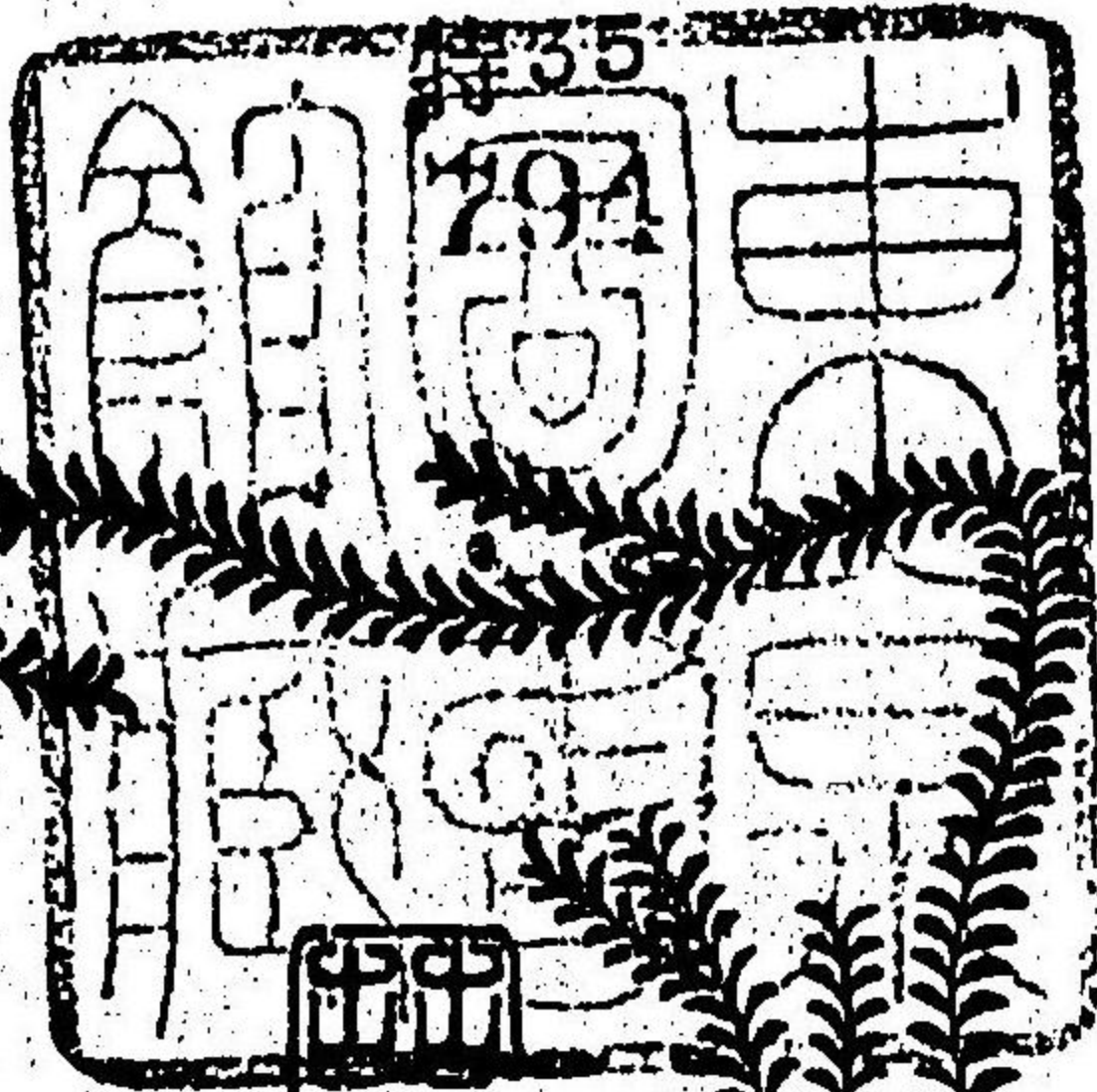




敬神



祭  
祀

祗  
欽

明治十六年十月

正二位源建通書



祝詞略解序

延喜式なる祝詞の卷は。無上尊き御書なる事は。縣居翁の早く宜ひと如し。其解も大人乃祝詞考于世に優れたりける。然れど今より讀見るも。如何うや思ゆる説の無きにともあらき。本居大人の大祝詞後釋。出雲國造神壽言後釋など。最愛とけれど。只此二詞のみにて。其餘の祝詞は所々解給へるのとなぞ。祖父翁の古史傳。其餘は書に引出て解れたるも有れど。全詞の解はあらず。ひとり鈴木重胤乃祝詞講義。全き解には有ける。然はあれども其解委<sub>レ</sub>に過て。用なき事多く。初學の爲には中々の惑ひとなる事のあるのみならず其解説も師説を始め。人々代説を自説の如く記せるなどありて。快かきぬ書あり。されば祝詞の解の初學の爲に便宜<sub>ナ</sub>き書は。予が

聞知れるは無かりしに。久保季茲主の畧解す。いと便宜き書には有ける。主の學博く物記す事に優れあるに世に知る事なれば今更に言はせ。一日予に言われけるに。此畧解の中に重胤の説を多く引けり。彼人は故翁の教子なるに。師家に對ひて禮なき事もありしと。人をもて言を廢せと古人も言へれば。其説を引用するを君な咎めそ。さる故由もあれば。此書に序せよとあるまゝ。開き見るに。大人等乃説にいふも更なり。人々の説を擧ぐれ。甚よく物せられて。初學の徒の祝詞式を讀むには。無上書といふべく。神官教導職等の祝詞を作文らむにも座右と離すべからぬ。美し書ハ此畧解と思ふまゝに。予が拙さをも忘れてかくなむ。明治十四年二月の末つかた氣吹舎のありし平田胤雄

刪補祝詞畧解を著ける由縁

延喜式なる祝詞乃註解は縣居翁乃考を嚆矢とすれど今見れば其説疎く且いかに予や思はるゝ事も無きにあつて。鈴屋翁の大祓後釋神壽後釋はいと委しくめてたけれど此二詞のみこそあれ他詞どもハたゞ聊か云はれたるまでなればいと飽かき氣吹廼舍翁の古史傳其他の物も彼是いはれたる事はあれど此詞どもの全き解なしことゝに鈴木重胤の講義といふ物ありていと委しく物したれど中ゝに委しきよ過れて本文の意を知るに便よからずはた委しく珍らしき中にハ信け難き事さへまじれりそがうへ百葉ばかりある卷々の三十卷ばかりありて容易く讀得がたきことを憾なりけれ故予此諸書の中より宜しき説と摘出して幼學の

爲す祝詞畧解とぞ著ける然るにうは名こそ畧とひいへれ  
りの講義の書の世に少なきが故にそを見ぬ人の爲にもと  
記し出たる條などもあれば猶くたゞしき事少からず初  
學の爲に一さぎく簡易カンイに物しなば極めて便よかりなむと  
いひすゝむる人々乃あるより今その初學よは見せきて  
もありぬべく思ふ件々を刪り又一つ二つ思ひ得つる事ど  
もとも補ホへりく刪補といふ物は記したるよなむ能く思へ  
は同じ様なる物のあまゑあらむもやうなきおちせらる  
れどともりくよも初學のためとあらはさてもありな  
むかさて引用たる書は前の略解と同じく略稱と用るた  
れば其例と左に示す

○考 祝詞考也 ○後釋 大祝詞後釋同附錄また出雲神壽

後釋也 ○講義 祝詞講義也 ○後々釋 大祝後々釋也 ○執  
中抄 大祝詞執中抄也 ○記傳 古事記傳也 ○史傳まゝ史  
徵 古史傳古史徵也

明治十六年九月ばかり記しつ

久保季茲

目錄

卷之一

祈年祭

卷之二

春日祭

廣瀨大忌祭

龍田風神祭

平野祭

久度古閑

卷之三

六月月次

大殿祭

御門祭

卷之四

大祓

鎮火祭

道饗祭

卷之五

大嘗祭

鎮御魂齋戶祭

伊勢大神宮

二月祈年六月十二月月次祭

豐受宮

四月神衣祭

六月月次祭  
 九月神嘗祭  
 豐受宮同祭  
 同神嘗祭  
 齋内親王奉入時  
 遷奉大神宮祝詞  
 遷却崇神祭  
 遣唐使時奉幣  
 卷之六  
 出雲神賀  
 中臣壽詞  
 以上

補 祝詞略解一之卷

久保季茲 謹編

考云祝詞これを此所には乃里登其登といふかり古事記  
 に天津兒屋根命布刀詔戸言禱白万葉十八に奈加等美乃  
 敷刀能理等伊比波良倍なとあるをもて知りぬた乃里  
 刀とのみいふは畧ことなり大祝詞天津祝詞乃太祝詞  
 事乎宜禮と有の重ね云ひて文を飭る故に上を略れ云ひ  
 また事と言は古へ相通ひと書くこと万葉に多し字に泥  
 むこと勿れ○後釋云能理斗若登は宣説言なり能流とい  
 ふ言は廣くして上へ申をにも下へ云ひ聞をもつらふ  
 言なるを詔字宣字など上より下へ云ひ聞す方につきて

當たるものなり必き詔宣あどの字に泥むべあらき斗久も同じ事にて上へ申すにも下へ云ひ聞かすにも用ふる言なり是も説字に泥むべからきかくて能理登基登は神に申を詞なり言を省れて能理登とのみもいふ○講義云祝詞との皇御孫命と天降し給ふ時に親神漏岐神漏美命の詔命もちて天下乃大御政を知食し敷行ひ給ひ規則を授け傳へ給へるを因據として其事と物と給ふと就て皇神等に申させ給ふ詞といふ義なること祈年祭詞に高天原神留座皇親神漏岐命神漏美命以天社國社登稱辭竟奉とありて其結文に故皇吾睦神漏岐神漏彌命登稱辭竟奉とあるにて知られたり

○祈年祭

○考云登志其比乃万都里と唱ふ年との五穀の中に専ら稲をいふ初春に種子を水に浸すより冬收るまで一年と経る故なりさて二月四日に祭らる令に仲春祈年祭義解に欲令歳災不作時令順度即於神祇官祭之故云祈年○此祭の崇神天皇の御代に始まれりとすへし其御代乃大神を崇み給ふまゝ天地の神うづなひまして雨風時に順ひ百の種つ物なりぬといふこと紀に記され且下乃風神祭にも見えたり祭れ日其式などは後に定められしものなり○今按に考に如此云れたれど猶いと古くより有けるなるべきこと講義に説あを事長けれは省けりさて此祭の儀の大よろは二月四日の平旦に幣物を神祇官齋院に奠は百官神祇官に集



ひ神部諸社の祝部等を引て入り中臣祝詞を宣り此ふ  
是詞也も祝部等稱唯を諸司手を拍つよと兩段さて神  
祇伯幣帛を頒てと命じ忌部案の左右に立ち神祇の大  
次第に巫及社祝部等を呼びて忌部幣帛と頒つ但史の  
幣物ハ別の案上よ置委くは儀式神祇令四時祭式な  
て使を以て獻らる

集侍神主祝部等諸聞食登宣神主祝部等共

○集侍 考云集侍乃訓儀式に大祓處爾參集讀日未爲字  
とあるを思ふよこゝは集侍と書たれハ字其那波里波牟  
倍留と訓べー○後釋云右乃儀式の訓註よよて二字を  
宇古那波禮流と訓べし古の清濁はいらゝあらむ詳なら  
ぎ今姑く清てよむべし凡て何れ言も清濁詳あらざるは

姑く清て訓むべきなり古言は濁音少けれハなり○執中  
抄云うこなれるとハ百千の人の正とく立並びていと  
靜に群りあるがさすがハ其頭の少しづゝ動くさまを云  
る詞にてうこゝ動なりなはれるは万葉集に疊有青垣山  
とあるなはると同言にて立並ぶをいふ詞なり○神主  
考云其神に親しく仕奉る人なり○祝部等 考云其社の  
事を執る人なり社よよりて神主と祝部あるあり又神主  
即祝部を兼ね祝部又神主を兼ねるもあり三代格に其事見  
ゆ○講義云祝部ハ神主に次て其社の事を取る人なり云  
々○諸聞食止宣 考云聞食とは聞給へといふに等とく  
食も給も共に物と心よよく得ることを云へり○後釋云  
諸は上に屬て訓むべし古事記に天神諸などあるが如し

宣ハ能留と訓むべし。のたまふと訓むは非なきこと。は中  
臣の自ら云ふことにて俗言に申聞かすといふ意なり。○  
講義云儀式に中臣進、就座、續祝詞とある是也。今祈年祭を  
行はるゝ爲に神主祝部を諸國より京に召上せ給ひ神祇  
官にて齋部の仕奉れる幣帛を諸社に班ち奉らしめ給ふ  
として先づ神主祝部を呼立て天皇の詔詞を承りれと中  
臣の云ひ聞しむるなり。○餘宣准此。考云祝詞の文乃一  
段訖る毎に唯と申すといふ云々右の集より此所まで  
先づ告る言のゝ本文は左にあり。○講義云此より次々あ  
る祝詞どもに云々と宣とある所いづれも稱唯する詞と  
といふことを教へ給へるものあり。

高天原爾神留坐皇睦神漏岐命神漏彌命以天社國社登稱辭

竟奉皇神等能前爾白久今年二月爾御年初將賜登爲而皇御  
孫命能宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登爾稱辭竟奉久宣。

○高天原爾神留坐。考云天ハ高ければ多可安万といふ  
安を畧くハ音便なり原は野原河原の原といはしく廣く  
平なるを云へり留ハ續日本紀の宣命に積とあるにより  
てツマリと訓むべし。○後釋云留ハ考に訓れたる如く豆  
麻理と訓むべし。さて都麻流は即ち留るなり今世の俗言  
にも物ハ滯りて行通らぬこととつまるといふも留る意  
にて同トさて留と申す由は皇御孫命の高天原を離れて  
此國に降坐るに對へて降坐さぬ神を留坐とは申せるか  
り神ハ神集神議などの類にて凡て神乃御上の事にいふ  
言ありさて古ハ凡て加牟と慥に唱へしことなるをか。

ん。と撥て訓むは後世の言よて正しからせ凡てん。とはぬ  
るおとは上代にハ無りとなり又神を加牟といふハ木を  
許其。稻を伊那某船を布那某といふ類にて上にある時。音  
の轉る格なり。○皇睦神漏岐命神漏彌命以 考云皇は統  
といふことにて天と統知坐を皇大御神。國と統知坐と皇  
大君と申す尊言なり親ハ天皇の皇祖神とちなれば御親  
の由なり。○後釋云皇ハ須賣良賀と訓むべし親は牟都  
云々と下につく言なき是を昔より皇親と續けてヌメム。  
ツ。と訓來るは有をべき語に非き祈年祭詞に皇吾親神  
漏岐命神漏彌命云々出雲神壽詞に親神魯岐云々孝徳紀  
に今我親神祖之所知穴戸國中云々是等ともて親ハ下に  
屬て訓むべしことを知るべし。○考云此所の二の命は崇

めて申す命に非き詔命なり。○後釋云命以とは詔命とも  
て仰せ付らるゝをいふ此言下れ止事依奉支といふへか  
れり。○講義云神漏岐命神漏彌命とよ因てなり命は詔  
命に義あるが重複れるも誤ならき結句ハ神漏岐命神漏  
彌命登稱辭竟奉とあるを合せて知るべし。復ていふも二つ  
語の。○天社國社 講義云天。神社國。神社といふ意なき  
格あり。如此く天神社國神社と稱辭竟齋祀り給ふことハ皇祖天  
神に依れり。とあり神代紀に高皇產靈尊勅曰吾則起樹天  
津神。籬及天津磐境。當爲吾孫。奉齋矣。汝天兒屋根命太玉命  
宜持。天津神籬。降於葦原。中國亦爲吾孫。奉齋焉とある此事  
と通えたり。○考云此祭に預る神等京畿諸國を合せて式  
の時三千百三十三座なるが中に國司の祭る三千三百九

十五座と除て七百三十七座を此の神祇官にて祭トせ給ふなりその諸國よてもこの官乃祭に准へて祭る由式一見えたり○講義云皇御孫命の天社國社と齋ひ祭り給ふまとは諸祖天神の詔命よ依給ふことは云も更なり年中恒例臨時の祭祀の全は悉く皇祖天神に詔命にて皇御孫命の天降坐る時に天下を知食さむ大御政れ最第一よ授け賜ひ傳へ給ふものなること炳焉し○今按に神祇を齋ひ祭ることハ天下を治むる第一の事なる故に皇御孫命乃天降坐す時神魯岐神魯美の命以て天津祝詞乃太祝詞を傳へ給ひ天神社國神社に稱辭竟奉れと令せ給ひ一こと詳よ古史傳同徴あどに云はれたりうはいと長ければ引出せ其書どもに就て見るべし講義の説はやがてそを

祖述せるものあり○稱辭竟奉 考云九へごとは其神の御徳の事と悉く言擧げ盡すを云へり是が次に奉る種々の幣帛仕奉る人れ勞を擧るも本その皇神と崇むより出る故此中に入ぬ竟は盡をいふ古言なり万葉に正月立春の來たらは如此しこそ鳥梅を折りつゝ多努之岐乎倍米これと家持卿の追和へし歌よ春裏之樂終者とよめる乎倍の言も共に樂を盡すまとなり○後釋云多々閉は水と漑ると同言よて満足はす意なり今世の言に海潮の満極れるを潮乃たへへといふも同じ凡て神を祭るには事をも物をも満足はし盡し極めて申すことにて即祝詞の語是なり此祝詞にて云ハ千頼八百頼爾云々甄閉云々大野原爾云々などやうに言を盡し極めて申す是稱辭

竟奉るなり竟は極め盡き意なり借神を祭るには必然す  
ることなる故に稱辭竟奉といへばやがて祭祀すること  
なりて此所も天社國社と伊都伎祭る皇神等といふ意な  
り餘も准へて心得へし○皇神等 講義云何れの神をも  
尊きて如此白すなりこゝ天社國社に鎮坐す許多の神等  
を取總て稱るにて四時祭式に祈年祭神三千百三十二座  
大四百九十二座小二千六百四十座神祇官祭神七百三十  
七座奠幣案上神三百四座不奠幣案上祈年神四百三十三  
座とある此等を總て三千百三十二座と神等を天社國社  
と稱辭竟奉らせ給ふあり然れハ皇神との必ずしも天皇  
の御祖と申す意にわらす尊稱と知るへし○今年二月  
考云二月四日あり○講義云二月の田の業を始むる月

なきは先づ此御祭を行ひ給ひ其業を起す由なり○御年  
初將賜登爲而 考云年は稻也初とは此時種子を漬け田  
をも耕し初むれば初ともいふべし○講義云ふは百姓の  
業なるを天皇の初め給ふ由に宣へるハ此大地は天皇乃  
御國と皇祖天神乃附與し給ふ中にも殊に此水穗國は天  
皇の御食國と定め給へれば山川田野悉皆天皇の御有な  
るを天下の百姓に頒ち預けしめ給む稻穀また皇祖天神  
より天皇に授け進ませたる物なるを天下に頒ち作らし  
めたまふなり是を以て御年初め給ふと天下百姓乃作業  
を大御自の任として祈白させ給ふなり恐とも辱とと  
も思へば思ふまに云へばいふまに涙さへ殆ど  
垂下て遍き御惠の尊きは言も意も及ばきなむ○皇御

孫命 考云日子穗能邇々藝命より同じ日嗣知食す大御  
次はませば今の天皇をも御孫命と申し奉れり○後釋云  
御孫を美麻と訓むことハ續紀十五乃歌は美麻乃彌己止  
とあり云々○今按に常陸風土記に殊賢美万命と見え日  
本紀竟宴歌は須女美麻とあり美万古と訓むは非也○史  
傳云須賣は天皇命皇神などの須賣と同じく美麻は御眞  
子と略ける言にて麻那古といふに同じ万葉十九卷霍公  
鳥を詠る歌は古へゆ語繼つる鶯の宇都之眞子可云々と  
あり此は九卷に人ならハ母之最愛子とよめると同じ  
く愛親と稱たる語なり故皇美麻命と申は天忍穗耳  
命の御事を詔給へるが始にて大御神の日嗣を知食す御  
代々ハ天皇命の大御名となれり云々○宇豆能幣帛 考

云宇豆ハ嚴しく大なるなり云々神代紀に珍子此云神  
武紀に珍彦此云于大殿祭詞に皇吾宇都御子万葉に皇朕  
宇豆乃御手以これトを合せて知るべしとてくは万の  
物を置座に充て奉るをいふ○記傳云古へ神に獻る物及  
人に贈りなどする物をクラと云へりろは千位置戸とあ  
る位また貞觀儀式に倉代十興代ハ實ふて即續後紀一に  
國造出雲豐時等云々倉代物五十荷などある倉これなり  
位倉ともよ借字なり○今按に記傳にてを御手の義に説れたれ  
ど猶考の説によるべくればゆ講義にも然云へり故こゝ  
には引出き○朝日能豐逆登 考云日出る時は其日の  
佳時おれは必此時を用としもあらねど如此いふ豐ハ稱  
め云ふ詞逆登ハ朝日能登ると然も云ふべけれど下に榮

登と書しによるに榮え登る意なるを逆は借て書しとす  
 へし古事記に阿佐比能惠美佐加延岐氏ともあれなり  
 ○稱辭竟奉久登宣 考云宣と唱へ詔る毎に神主等唯  
 と申し事上に同じ下これに倣へ祝部等此時忌部の頌つ  
 幣帛を受去て其社々へ奉て祭をなすあり云々○講義云  
 祝詞の例其事を行ふ人よ命するを其人の御前よ申す詞  
 とを一つにして擧たるものなり集侍神主祝部等諸聞食  
 と宣は宣命なり次は高天原爾神留坐より稱辭竟奉久登  
 ては神に奉らせ給ふ御祈の詞にて祝詞なり然るを神に  
 奉り給ふ詞を神主祝部等よ傳へて申さしめ給ふが故に  
 稱辭竟奉久登宣と云ひ續けてこは宣命なりかく兩事を  
 兼て聊も紛はしむること無く條理貫通りて鮮明なるは古

文の妙なり○皇祖天神比詔命を以て天社國社と稱辭竟  
 奉りたまふ皇神等の前に今年二月に御年初めさまはむ  
 として乃御祈りの爲に皇御孫命の珍貴の充座を班ち  
 捧け進られて稱辭竟奉りたまふとなりさて高天原爾神  
 留坐よまはれ稱辭竟奉久登までは天皇よりその祈年祭  
 に預り給ふ神よ申させ給ふ詞あり此を一括にして見る  
ふ詔詞の如くありて何の別も無きか如し然れは上に集  
侍神主祝部等諸聞食登宣と此の宣とは神主祝部に受賜  
たらしめ給ふ宣命と申さしめ給ふ  
祝詞ハ稱辭竟奉久登とありと知るへし  
 御年皇神等能前爾白久皇神等能依左奉幸奥津御年乎手肱  
 爾水沫畫垂向股爾泥畫寄鳥取作幸奥津御年乎八束穗能伊  
 加志穗爾皇神等能依左奉者初穗波千穎八百穎爾奉置鳥  
 閉高知頤腹滿雙鳥汁母穎母稱辭竟奉幸大野原爾生物者甘

茶辛茶。青海原住物者。儲能廣物。儲能狹物。奥津藻菜。邊津藻菜。爾至。御服者。明妙照妙和妙荒妙。爾稱辭竟奉。御年皇神能。前。白馬白猪白鷄種種色物。乎備奉。皇御孫命能。字豆乃幣。帛乎。稱辭竟奉。宣。

○御年皇神等 考云御年神の事下に云ふ皇神と申すハ其大神にむかひて崇め云ふのミ○後釋云神名帳に大和國葛上郡葛木御歲神社名神大月次新嘗とある是なり○記傳云年は田寄あり多與を切めて登となるさて與世を與志とも云へる例古に多し登志は穀の事なりその神の御靈もて田に成て天皇に寄賜ふ故に云へり田より寄すて穀を登志といふ此神は穀に大功まし、故に此御名と負給へるなり○講義云神名式に大和國葛上郡葛木御歲神社と

ありて一柱なるを皇神等とある上の必を其相殿神御在すこと著し云々○依志左奉奉 考云よさしハ神魯岐ハ御孫命に水穗國を依賜ふちふに均しく是も御年と知り坐す神等の其の御年と御孫命に依奉て成幸へ給ふを云ふ○奥津御年平 考云五穀の中に稻は最末に熟る故に奥と云へり譬へは同も稻よても晚く成るを奥といひ又運さとも万葉にたくてなるを云へるが如し○手肱爾水沫畫垂 考云てのひちをたなひちといふは昔便あり船の人をふなびと云ふ類多し水のわをづを略れ且つあの約ななれはとこといふも古の例なり○後釋云多くのの中に僅つと出て云ふ古文乃例にて田を佃る始終の業ともを皆これに含めたり○史傳云畫ハ攪乃意に



借きり○向股爾泥畫寄氏 考云向股は古事記に堅庭者  
於向股一踏那豆美とあるにひとし畫は同記に鹽許袁呂許  
袁呂邇畫鳴られ畫の類にて今は手して泥を極よするな  
り○取作半 講義云取ハ手ヲ採るハ非キ身以て其事と  
執る也取撫また取持あを用 天皇に事依し奉りたふ天  
下の稻穀と百姓の取り作る義あり○八束穗能伊加志穗  
考云八束言ハ彌の畧にてこハ彌握も長さ稻穗をい  
ふい加ハは盛よ足りて勢ひ嚴なる穗を云ふ故にい加  
ハちふ言に紀よも是にも嚴重茂あどの字を書たり○初  
穗波乎 考云ろの秋の新稻を先づ神に奉るを初穗といふ  
○講義云此は決ツクく新嘗祭に奠マツせ給ふ幣帛を指して申  
し給ふあり四時祭式新嘗祭條に奠幣案上神三百四座並

大社一百九十八所前一百六座とあり六月十二月月次祭  
と大同小異にて擧られたるハ此御年神詞あきハ此神ハ  
稻穀を作ることよ依て所年新嘗にこそ祭られたまへれ  
月次ふい由あり○千願八百願爾 考云願は稻乃穗あり云  
々○江次第も木願、対本謂之、稻切穗謂之願、これなり古  
書に多かれと引くに及ばせ。○甄閉高知 考云甄は酒を  
醸むかめなり古へ酒をは醸たる甄なから神に奉る故よ  
此言わり閉は借字にて上を畧さて閉といふ古言の例な  
り依て下に甄上と書し文もあり高ハ其甄のたけの高ハ  
也○講義云高知ハ高く著く見る由あり○甄腹滿雙 考  
云右には甄乃とけ高さを云ひ爰には其か腹に酒を滿漑  
ハ且ハ甄の數多き由よて雙と云へり○汁爾爾 考云  
汁といふハ右ハ甄の内の御酒のことと重ね云ふよ言を

替九るのゝ類も右の千類ハ百類の類と再ひ云へり○後  
釋云汁とは酒を云ひて即上乃甄閉云々これなり類ハ上  
の千類八百類これなり然れば汁にも類にもとは上の二  
種と指して云へるなり○稱辭竟奉牟 講義云此祈年の  
時に新嘗に奉り給ひむ料物を豫て申させ給ふあり云々  
○これより下二つの稱辭竟奉牟は神等の御守護ヲ資て  
成熟る新穀に種々此幣帛を共て奉らむと申し給ふなり  
○甘菜辛菜 考云甘は菁菜薺アサギの類辛ハ蘿蔔野苴アサギの類い  
と種々なり○儲能廣物儲能狹物 考云儲はひれをいふ  
廣狹は大小乃魚なり○奥津藻菜邊津藻菜 考云海にて  
は彼方と於伎といふ即ち於久といふは同じ藻といふ波  
と云へり陸乃方と邊と云へる邊の字の音にあらざり○明

妙照妙和妙荒妙ヲ 考云五色の絹布と奉れハ色をもて  
照明といひ織の細荒アサギをもては荒和といへり妙は借字に  
て万葉などに栲と書しハ正字なりさて多倍ハ此類ハ物  
を總て云ふ名にして古への栲麻の布と細きを和妙織アサギ  
と荒妙と云ひしと今の京となりて絹と和妙麻を荒妙と  
云へり式即ち是なり言は古へにて物は異になれること  
多し能くわいためきは違ふべし○講義云祈年祭また新  
嘗祭幣物ハ五色薄絶各五尺など云へる類これなりさて  
思ふに明妙ハ色に染たる絶ともの映アサギしきをいむ照妙は  
色は何にまれ光澤ありて美さをいふなり倭文また木綿  
麻などを荒妙といひ色に染めき光澤無き常の絹と和妙  
といふなるべし○御年皇神 考云こは殊に穀に依給ふ

神一柱を申せ故に等といはき○後釋云神名帳一 大和國  
葛上郡葛木御歲神社名神大月次相嘗新嘗とある是かり  
○白馬白猪白鷄 考云馬ハ下文一 馳出物止御馬と云ひ  
て神の乗ます爲猪ハ豚にて御費の料鷄ハ時を告る故に  
社にも必き奉りぬ白と用ひらるゝは止雨祈に白馬を奉  
るより思ふに日白くして荒れ風雨無上む爲に取るなら  
む○こゝにいふ猪は豚にて野猪ならぬこと儀式乃此祭  
に京畿貢白鷄一雙近江國豚一頭とあり○史傳云神代の  
古事ハ白猪なるを此は得難き故に後には豚ヲ替て獻れ  
るなり但そを近江國より奉らしめ給へる由緒ハ詳な  
ぞ○講義云古語拾遺に宜獻白猪白馬白鷄以解神怒とあ  
る如く此神の甚く好ませ給ふ物也云々白猪は何の爲な

る事を知らざり考よ御費の料ある由云はれたれと然らす  
さな又白さを何の爲一愛たまふ事を知らざり然るを考ふ  
れたれと白きを用てよとハ神の乞ハ一給へるよと此方  
より日白くして荒き風雨無らむ爲の儲よあらず能く拾  
遺の文意を ○種々色物 考云右に擧云へる御服御酒類  
海山乃物どもをつゞめて種々と云へり色とハ品をいふ  
なり○講義云祈年幣物を云りされは初穂以下の文に拘  
らす考の云々理なし右に擧る云々は將來の新嘗祭に行  
ふ所の幣帛にして當前乃幣物なす此に種々の色物云  
々とは祈年ハ幣物に非ずして何を云ハむ○宇豆乃幣  
帛乎 考云幣帛乎乃下に備奉といふ言を省く事上の如  
し

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉

留魂。大官乃賣。大御膳都神。辭代主登。御名者白而辭竟奉者。皇御孫命御世乎。手長御世登。磐磐爾常磐爾齋比奉。茂御世爾幸。閉奉故。皇吾睦神漏伎命。神漏彌命登。皇御孫命能。字豆乃幣帛。手稱辭竟奉。登久宣。

○大御巫 考云御巫ハ職員令集解ハ巫者知鬼神之道者也。在男曰巫在女曰覡。一說在男曰覡在女曰巫。此令取此說。員數考選者待式處分別記御巫五人倭國巫二口左京生島一口右京居摩一口御門一口云々。宮中の神の條に神祇官齋院在御巫等祭神二十三座云々。取處女堪事充之。○後釋云此八柱神は天皇乃御守護の爲に齋ひ祭り給ふ神等なり。○諸の巫の中に神祇官の八神を祭るをは殊に御巫といふ云々。○講義云神名式ハ神祇官西院坐御巫等祭神二

十三座とある此中なるか云々。神祇官の八神と齋奉りて他社と異なれハ取分けて大御巫と云なり。巫と加牟能古といふ事ハ天野信景が鹽尻に世俗稱巫女爲神子訓美古或曰美加武乃古。按楚辭雲中君朱註云雲神所降也。楚人名巫爲靈子。若曰神之子也。以此見之則神子之稱倭漢同其意とあるハ然る事也。○辭竟奉 講義云考に稱字と他例に依て補はれぬれども諸本皆なきに依て本のまゝに措つ云々。○今按に此に稱字乃有と無とにて意異なる事をいへれど今ハ省く。○皇神等 講義云神名式神祇官坐御巫祭神八座並名神大月次新嘗とある此御社なり。古語拾遺に仰從皇天二祖之詔建樹神籬所謂高皇產靈神皇產靈魂留產靈生產靈足產靈大官賣神事代主神御膳神以上今御巫

所奉齋也とあると記傳に従皇天二祖之詔とあるハ正しく彼神代紀なる詔今云すあハち天津神籙を云へりと云はれたるはさることなり○神魂高御魂 講義云神魂高御魂は古語拾遺に高皇產靈神皇產靈と次第たる如く凡て神典の正實は如此なれば必然あるべしものなり此神に祭らせ給ふをのみ然次第の錯へるは其元一○今按に書に記し誤れるより廣こりたるものなり云々○此二神の御名義御功德等の事は古事記傳古史傳を始め諸書に委しく人皆大りた知りたるべければ記し出せ○生魂足魂玉留魂 考云生魂は云々足魂は云々此二神は神祇令の集解鎮魂條に云る饒速日命自天降る時天神の授たまへる生玉足玉死反玉道反王蛇比禮蜂比禮云々十種神寶中四つハ即ちこの生魂より下三神と言も功

も均しさを思ふに天皇の御命長く御稜威足ひ又死たる魂を蘇生せ黄泉乃道より反りなごし給ふ彼伊邪那岐命の御功ある神等なりけり○記傳云玉留魂は多麻都米牟須毘と訓べし都米は留なり浮れ行く魂を留め給ふ靈に坐となり○史傳云三神ハ疑あく伊邪那岐大神の謂ゆる司命と坐す神靈と三柱に齋ひ給へるに事ありけるをば皇御孫命の御命を長く留る方に幸へ給ふ御靈と生坐す方に幸給ふ御靈と満足らひ坐す方に幸へ給ふ御靈と三の御靈を如此く御名づけまして三座に別祭り給へるなり○大宮賣神 考云太玉命の子にして天照大御神の宮の内の事を執を給ひ内侍の天皇に仕奉る事の本なり下の大殿祭又古語拾遺に見ゆるが如し○大御膳都神 講

義云古事記に大宜都比賣神と見えたる御名も等しく神  
名式にハ御食津神とありハハ豊宇氣大神に坐り云々記  
傳に大食と説きたる如く御食を知看す神なりとあり○  
今按に此神の異名どもは古史徴を見て知べし○辭代主  
史傳云言代は言の信なりろハ天神の命を違へ奉らむ  
と詔へる言の信に其船と蹈傾けて青柴垣ハ隠れ坐れハ  
かり○記傳云此八座の神の内餘の七柱何れも天皇の大  
御身の上を守り福ハへます神等なるに準へて思ハハ此  
言代主神は父大國主神の言ハ八重言代主神爲神<sub>ツ</sub>之御尾<sub>ツ</sub>  
前<sub>ツ</sub>而仕奉者違神者非也とあり此等乃故由ハて殊に天皇  
の御守護神かれハなるべし○今按に此八神乃御事種々  
の説あり講義にも委とさ考あれと思ふ旨ありて今はす

べて省けり尙別ハいふハ一○手長御世 後釋云手長ハ  
足長なり万葉に御壽者長久天足有○堅磐爾常磐爾 考  
云加伎波は加多伎以波の多と以とを略き登伎波は登古  
以波の古以の約伎なれハ登伎波と云り皆ハはらぬ事の  
譬なり○講義云爾ハ辭なりと雖比喩の物より承たるハ  
皆如字の義かり中臣壽詞に八桑枝の立榮仕奉とある乃  
と同一詞なり○齋奉 考云以波比は伊美を延ハ云ふハ  
てもと凶事を忌避て吉事を用ふるをいふ言なりこハハ  
君が御代の變り移ふことを忌避て磐の如く堅く常ハハ  
ハ此幸神たちの幸はハなと給ふを譬ハ云ふあり○漢國  
ハ祝賀慶忌齋などの字を作て各小別して目標とせれ  
ど皇朝ハては此言は忌てふ一つなるを事に從ひて分ち

知ることなり後世人は漢文字によりて惑へり○茂御世  
考云既よ茂穂の所に云ひつ○皇吾陸神漏岐命神漏  
美命登 後釋云おの皇祖神ならぬ神等もあれども厚く  
尊み給ひて皆皇祖神として祭り給ふ由なり登といふ辭  
これなり万葉十四に信濃なる千隈の川のさゞれ石も君  
と踏てば玉と拾ひむ此玉とれ登に同じ玉ならぬ石を玉  
として拾はむなを是にて心得べし○講義云第一の詞に  
神漏岐命神漏美命以云々とあるを受たる文なり云々此  
なる登の辭は皇天二祖乃詔と指すなりされば登の詞の  
よてと云はむが如し其例の明御神止御宇天皇あど申さ  
登なり皇祖天神乃詔命に依て天社國社と稱辭竟奉り給  
ひ恒例の祈年以下の御祭典も皇祖天神の詔命に依りて

行はせ給ふとあり○今按に此兩説ともよ捨難くればゆ  
れば並べ奉り見む人撰て取るべし○宇豆能幣帛乎稱辭  
竟奉 後釋云奉は獻る意また祭る意ある言ふれば稱辭  
を竟て獻るといふ意になるあり

座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井榮井津長井  
阿須波婆比支登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐下都磐根  
爾官柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命乃瑞能御舍乎  
仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平久知食  
故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉登久宣

○座摩 考云るがすりといふことは座は令集解に居と  
も書しかばると訓むよとは定かなりされども座も居も  
借字并之後ちふ所の名にや有けむしをすといふは音便

ありさてこは御井、神の祭なり又式に御川水祭にも此座  
 摩、御巫を用ゐらるゝを思ふに其始め井の邊に坐す神を  
 御井の神と祭られしにや○又座摩をゐらずりと唱ふる  
 も定かあるよと見えねば思ふに。あてといふに、あト  
 きやさうは井之塘の意なる故に御井また御溝水にも祭  
 らるゝあトむか○講義云神名式、座摩巫祭神五座並大  
 月次新嘗とある神の祈年祭の詞なり古語拾遺神武天皇  
 段に座摩は大宮地之靈今座摩巫所奉齋也と記されたる  
 是よて御溝水の神に坐り四時祭式に御川水祭座摩巫各  
 行事とあるにて知られたり此に依て思ふ座は考れ一  
 説の如く井之塘にてあトむか井之塘即溝にて御溝水  
 なる事いふも更なり拾遺に大宮地之靈とあるは御溝水

云べきことあり云々考座摩は本攝津國西生郡の所  
 名よて式にも同郡よ古よ神の社あり此大坐一皇神の敷坐云  
 々ちふ文にも依る宮中よ齋まし故ふ其後大和山城と京  
 皇宮造一玉ひて宮中よ齋まし故ふ其後大和山城と京  
 を遷されても同じく遷れられし故ふ其後大和山城と京  
 ひ皇の宮地と給ふべしと云れられし故ふ其後大和山城と京  
 天皇の大宮地と給ふべしと云れられし故ふ其後大和山城と京  
 靈とて齋奉り給ふべしと云れられし故ふ其後大和山城と京  
 の主を遷されたる地ありて其例と大宮造り玉ひし此神等  
 よ都を遷されたる地ありて其例と大宮造り玉ひし此神等  
 とせば其新京の地よ元常例と坐す神の必す申さし給ふ  
 むよ對ひて其無禮しきことなり坐す神の必す申さし給ふ  
 齋祀津國西生郡座摩神社とあるや仁徳天皇の大宮地よ  
 還たまふものかと云々○今按に河波人池邊眞榛といふ人の  
 著せる古語拾遺新注といふ書に座摩は居之代にて天皇  
 此大まします太宮地を白す古名ありとをすりといふ  
 は禮自利を禮自呂とも通はし云ふ例にて代とは檜代な  
 どいふ代にて其物の居る地をいふ語なれば人乃居る代



なる故に居之代といふあるよし云り是實にさる説よて  
井の後又井之塘など云るよりは勝て聞ゆれは其に従ふ  
べし○生井 考云神名式に生井神清和天皇紀同じ○今  
按よ上に生魂神あり又生國生日まゝと生弓矢生太刀など  
いと多し○榮井 考云紀にも式にも福井神とあり榮福  
幸などい言意ともよ同じ○津長井 考云紀式ともよ綱  
長井神とあり訓は同じ○記傳云井の深さは水冷ある故  
に釣瓶の綱の長さ由を世に長き由に懸て稱たる歟この  
三の名は御井神の御名を種々に稱へたるなり○阿須波  
考云古事記に太年神の子にて庭津日神次阿須波神次  
波比岐神とあり万葉廿上總歌に爾波奈加能阿須波乃加  
美爾古志波佐之阿例波伊波々牟加倍理久麻低爾とよめ

り○記傳云足場の義にやあしをあそと云は地名れ足羽  
などはなり凡て何處にまれ人の足ふく立る地を足場と  
いふ今世に足場の上死あし死などいふめりさて此神は  
人の物へ行くとて万の事業となすとも足ふく立る  
地を守り坐に神なるが故よ毎家に祭りしよと越前足羽  
社記曰古者男大迹天皇居於坂井郡三國之地焉於是鎮祭  
大官地之靈故呼足羽以爲地名也と云へる此説古傳と聞  
ゆ大官地の靈とい此阿須波神と云ふなり○波比岐 記  
傳云波比入君の意か伊は比の韻にある故に省さ又理と  
美とを省けるなり後撰集春上に通ひ住侍りける人れ家  
の前なる柳と思ひやりて躬恒妹が門の波比入に立る青  
柳に今や啼らむ鶯の聲堀川百首にも柴の屋のはひりの

庭にれく蚊火の煙うるさき夏の夕暮おれを思ふに門  
より屋内よ入るまでの間乃庭を波比入といひしなり波  
比入とはたゞ步入にて今世言にもはいるといふ是なり  
はふとはいさゝか乃間の所と行くことなりかくて此神  
は其波比入の庭を守り給ふ神にやわつむ今世よ立開前  
ある所なれば家庭の中よ就てもむねと○皇神乃敷坐  
する所あれば殊に此神ますあるへし  
講義云万葉よ天皇の敷坐國また百敷大宮所とよみ常  
にも屋敷といふ物に及ぼすことに布徳かといふ志久こ  
れなり○宮柱太知立 記傳云下津磐根を底津磐根とも  
云ひて凡て上代には神宮も人の舍宅も伊勢神宮などの  
製ツクリの如く地を堀て柱を立てる故に此稱辭あるなり石根は  
殊更に礎とするに非き地底にもとよりある石根まで深

く堀て立るといふ義あり此稱辭と古來たゞ柱のうへと  
のこ心得たれどさよわらき万葉二に水穗國を神隨太敷  
坐而云々又一に太敷爲京乎置而云々まと二に飛鳥之淨  
之宮爾神隨太布坐而云々などある例を思ふよ宮柱太知  
も其主の其宮と知坐をいふなり太も布の万葉に柱な  
で國を知坐にも云へれば只廣く大きにといふ稱辭なり  
布刀幣帛布刀詔戸太占なども云へりかゝれば此語の專  
ら柱にかゝるにわらき其宮の主に係れる語なるを太と  
いふが柱に縁あるから宮柱太知と云ひて兼てその宮を  
祝たるものなり○講義云皇御孫命の敷坐る大宮所なれ  
ど上よ云る如き子細ある故よ皇神比敷坐下津磐根にと  
言を易て申させ玉ふなり第二詞に皇神の依り奉らむ奥

津御年云々依り奉らばとある如く百姓の耕し種ること  
をかか云ひて其事と神に係たると同じ○高天原爾千木  
高知 記傳云高天原に深くと云むとて下津磐根爾と  
いふに對へてたゞ高さことといふ古言なり千木は上代  
の家造に屋の左右端に在て其本は前後の軒よりして上  
りて棟にて行合ふを組違へて其末と長く上へ出したる  
物にして其棟より上へ高く出たる所をいふなり高知も  
たゞ氷木の事のみにあらず主の其宮を知り坐すを云ふ  
高も上の太と同一稱辭なり續紀聖武天皇乃即位乃時の  
詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾云々万葉六よ吾大王乃神  
隨高所知流稻見野の云々又自神代芳野宮に蟻通高所知  
者山河乎吉三この歌もて心得べしさて氷木は高く上る

物なる故にそれに云ひかけて兼て其宮ともいふたること  
と全<sup>ト</sup>宮柱太知といふと同じ○瑞乃御舍乎仕奉 後釋  
云美豆は物の美しきをいふなり御舍は御殿なり仕  
奉の造り奉るといふ凡て下なる者以上の爲にする事を  
は何わざにて仕奉といふなり○天御蔭日御蔭隠  
考云天と覆ひ日と覆ふが爲乃屋なるを文にかく云ひ  
なせるなり○後釋云隱の加久理と訓べし古言には多く  
然云りさて隱とは御殿の蔭に覆はれて其内にまします  
を云へり人に見えじとて隠るゝにハあきき○安國平  
久知食 後釋云安國の安き國と心得てもあるべしと  
難いさゝか異なるべし守見し吾大君と云へる是なり  
○記傳云食は見を也但し常し使<sup>人</sup>見を見すと云ふとは

異てた、見を美須といひ見賜を見し賜といふ一れ古言  
なり云々か、れば本は物を見ることなると國を治め有  
ち坐すことに用るなり君の御國を治め有ちますを知と  
も聞とも食とも申す也君の此國を治め有ちますは物を  
見るが如く聞くが如く知るが如く御身よ受け入れたも  
ちますをいふなり

御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前白久。櫛磐間門命。豐磐  
間門命。登御名者。白。辭竟奉者。四方能御門。湯都磐村能如  
塞坐。氏朝者御門開奉。夕者御門閉奉。疎夫留物能。自下住者  
下乎守。自上去者上乎守。夜能守。日能守。守奉故。皇御孫命能  
字。豆乃幣帛乎。稱辭竟奉。久。宜。

○御門能御巫 講義云神名式、御門巫祭、神八座並大月

次新嘗櫛石窓神四面門各一座豐石窓神四面門各一座と  
ある社の祈年祭の詞なり○櫛磐間門命豐磐間門命 考  
云古事記に天孫天降坐す時に思兼手力男。天石門別の大  
神九ち有て次に天石門別神亦名謂櫛石窓神亦名謂豐石  
窓神此神者御門之神也と云り○記傳云櫛豐は例の稱名  
間は眞の意石は其眞門に堅固に由にて石門といふに同  
じ○湯津磐村能如 考云湯津ハ五百の畧村ハ群なり○  
今按に津は一つ二つのつなり紀に五百箇と書れしにて  
知るべし○塞坐 講義云塞は障有にて其湯津磐村の如  
く立塞り障へ留め給ふ形象の語也○朝者御門開奉云々  
講義御門祭の條云古語拾遺に日臣命帥來目部衛護宮  
門掌其開闔と見え姓氏錄大伴宿禰條に云々雄略天皇御

世云々奏曰衛門開闔之務於職也重若一身難堪望與愚兒  
語相伴奏衛左右勅依奏是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣  
也と見えたる如く上古より大伴佐伯の二氏門部を率て  
神門と衛護りしあそ中古以來六衛府乃官出來て諸門の  
禁衛と主ること人の知れるが如し然るに御門の開闔の  
神業に託たるは全く人乃爲業まは在ながら幽より神の  
贊けて物爲させ令め玉ふ所なるが故也○疎夫留物 講  
義云下なる御門祭詞に四方四角與利疎備荒備來武云々  
又道饗祭詞に根國底國與利疎備疎備來物などある妖鬼  
をいふ○今按に朝廷に親しみ奉らざると疎ふといふ物  
の書紀に邪鬼とあしきものと訓めるものに同じ○自上  
往者云々 講義云邪神姦鬼の能く天に上り地に冲るが

故に人乃如く門戸より出入るといふにも定ること無れ  
ば上より下より荒び疎び來むと何方よりも入しめじと  
守り玉ふとなり○夜能守日能守 講義云晝夜を捨て守  
らせ給ふ由なり

生島能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久。生國足國登御名者  
白氏辭竟奉者皇神能敷坐島能八十島者。谷蟻能狹度極鹽沫  
能留限。狹國者廣久。峻國者平久。島能八十島墜事無久皇神等  
能依佐率故皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久宣。

○生島能御巫 史傳云大八島の國々島々の御靈の御功  
徳と總稱て生島足島と申し又生國足國とも稱するの古  
語拾遺に神武天皇の御世に所に神籬と立て祭り玉へる  
神の中に生島は大八洲之靈今生島巫所奉齋也と有○生

國足國 生日足日などの例也○島能八十島 考云島は  
即ち國を云○史傳云次文「狹國者廣久云々とあるを思  
ふべし云々○講義云此大八島國より始て大地万國をす  
べていふ語なり○谷蟻能狹渡極 考云こは他には谷蝦  
蟻とあり爰にハ字を略けり詞は万葉に谷具久と云るま  
れなり○後釋云狹ハ借字にて眞渡なり此物はいづくま  
ても靈とく行通る物なる故に云へり○鹽沫能留限 考  
云この海潮の満ち行く時流るゝ沫れ至り留る果といふ  
にて天下の遠き限りを譬ふ○墜事無久 考云ねづるは  
漏るゝに同じ島と國は同じさを知トせて互にいひ其國  
に漏落き御孫命に依と奉ると也○依左志奉 史傳云皇  
神の敷坐す國の所有限と皇御孫命に依奉ると云へる也

辭別伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久皇神能見靈志坐四  
方國者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白雲能墜坐向伏  
限青海原者楫柁不干舟艦能至留極大海原爾舟滿都都氣氏  
自陸往道者荷緒縛堅氏磐根木根履佐久彌氏馬爪至留限長  
道無間久立都都氣氏狹國者廣久峻國者平久遠國者八十綱  
打挂氏引寄如事皇大御神能寄奉波荷前者皇大御神能大前  
爾如横山打積置氏殘波平聞看又皇御孫命御世乎手長御世  
登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸開奉故皇吾睦神漏岐神  
漏爾命登宇事物頸根衝拔氏皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭  
竟奉登久宣

○辭別 考云言に云ひ別けてといふのこ○伊勢爾坐天  
照大御神 今按よ此大御神ハ御事ハ誰も知り奉れるガ

如し尙下に中をべし。○大前 講義云大前とも申させ給ふことハ殊に深く崇重奉り給へるものなり古語拾遺に天照大神者惟祖惟宗尊無二自餘群神乃子乃臣誰能敢抗と見たる如く天地の間に二なく尊く畏くははし坐りとの義なれば其御禮典も御崇敬も自餘の諸神よりは更に超越させ給ふ御事也。○皇神 今按し皇字の下に考に大御乃二字を補はれたるを史傳にも從はれたり。○見齋志坐四方國者 講義云見は所知食また聞看の食看乃言と同く其身に稟持て其事を知行ふ由なり齋は照と同じ歛明天皇の大御名天國押開廣庭、天皇と申せるも天と國とを押照し坐て塲廣く知食を由の稱名なり御鎮坐本縁に虱戸押張云々とあるは虱戸押開にて遙に遠く見晴らし

坐りとの義にて其極は御照し坐す由に歸めり四方國ハ大御神の高天原より御齋がし御照し坐る境界を大凡に云ひて天地の底際此内を指すなり。○天之壁立極 考云天の壁の如く四方に側て見ゆ。○講義云國之退立限に對へて蒼天の壁の如く常へし立る極といふことあり。○今按し壁字正訓にはカキと訓れたるを史傳にハ加倍と訓む方乃勝れるよといはれて其義も考の說に依られたり。○國之退立限 考云退立ハ遠さりり立なり左と曾と音通ひ加利乃約ハ伎なきば延ても約ても云へり万葉に同じ言を天雲の曾久敝乃極天雲乃遠隔の極遠けどもなどあるハ曾介の介を延て曾久幣と云に同じ言なり古事記ハ久毛婆那禮曾伎遠理登母とあるも同じくて伎介久は

同音あり且の放と退はこゝろ通へば退とも書きつ立の  
右の壁立の立乃如て○後釋云こゝは天と對へて地と國  
と云り立とは大海を遙に見渡せば彼方の高く見ゆるを  
いふ○講義云國の此大地の全をいへり我が居る所を以  
て正中と定め四方を觀覽せれば我が居止る所大地の  
最高となり四方皆卑下となる故に退立限といふ云へり○  
今按に曾伎の曾介と下へ續る故に如此いへり曾久幣の  
退く方あり曾介は令退にて曾久幣の約にはあるべから  
せ尙委しくの記傳等に云はれたるを見るべし○青雲能  
靄極 後釋云青雲とは青き空をいふ○白雲能墜坐向伏  
限 考云向伏といふ遙るに向ひ見るに墜伏である雲の限  
りをいふ万葉に天雲の向伏國神功紀に天疎向津媛の

外多し○棹柁不干 考云船の間も無く通ふをいふ柁の  
古事記に新羅王の云不乾船腹不乾船機なごあり是等字  
は異なれどこの言はさどかちとよむを例ある○舟楫  
能至留極 考云陸にては馬爪至留限といふに均し○講  
義云万葉十八に布奈乃倍乃伊波都流麻泥爾と詠るに同  
く船の楫先の向ひ到る極限と云なり○大海原今按  
にこの原字舊本に無し考も正剛もあると月次是  
ある同文に依て補れたるふや  
に據て思へば上に青海原といひこゝにはたゞ大海とい  
へるならむか然らば中へに原字なきや宜かるべき○  
舟滿都々氣 考云陸にては長道間無といへり○荷緒  
結堅 考云諸國より今年乃初物を奉ると荷前といひ  
て篋に納め荒薦に包み緒とて馬に乗せ駄るといふなり



万葉に東人之荷向の餽乃荷の緒にも妹情に乗にけるか  
もと見えたり○履佐久彌 後釋云磐根木根にて凸凹あ  
る道を踏み行くを云へり○長道無間久立都々氣馬 考  
云こゝと暫く云む切て次の荷前へ續けり○史傳云道乃  
長手の間無さはかを貢物の荷馬れ立續くと云へり○狹  
國者廣云々 史傳云狹き國峻れ國より御調進るとして  
はその道の狭く峻しく物進るに障ることのあるべきを  
然ること無くと云とかく云ひなせり○遠國者八十綱打  
掛岳引寄如事 考云遠國者云々は三韓は本よりにて種  
々乃國も追々に貢奉をこと古へ多かりと故に云へり  
又狹國の廣くとは出雲風土記に其國狹く作りとて新  
羅其外の國の餘りを八十綱打かけて引寄せし事をいへ

り其等の意に同じ○講義云遠國は海外の諸國と云へり  
八十綱云々の外國の方物と引寄せて貢しめ給ふ譬なり  
云々考説の如く出雲風土記なる國引の例にて國土經營  
の當昔に何らもかゝる事のあるべけれは其古事に本  
づれて此譬はあるなり○皇大御神能寄奉者 考云右の  
事ども皇大御神の御依しなるをいふ○荷前者 考云是  
をのささと訓べき例など万葉考の別記に出づ云々万葉  
に荷向と書しにても書し倦こゝ諸國にて出来る調の初  
物と大内へ奉りて大内より伊勢を始めて諸陵へも奉出  
しとまへり○講義云政事要略に職員令を擧て其下し基  
按義解所謂荷前者四方國進御調荷前取奉故曰荷前とあ  
る云々重荷荷緒などいふ時の邇といひ荷前と連る時

は能といへり○殘波乎平聞食 考云その餘を御孫命の嘗  
坐となり○皇吾睦神漏岐命神漏彌命登 史傳云神漏岐  
命は高皇產靈神を申し神漏彌命は神皇產靈神を申す御  
稱なるを此より大御神一柱とかく稱せることの上件は御  
幸ます故に別にかく尊と稱へ奉る由なりその女男二柱  
に申す言を大御神一柱に稱せるを以て辨ふべし故命登  
と云るなりこの登は神漏美命と稱奉るといふ意は登な  
り○講義云既に云る如く皇大神及天社國社乃神等を如  
此齊奉らせ給ふ御事は皇祖天神の詔命に因准たまふも  
のなりされば此は大凡に皇祖天神の詔命に依せ給ふ御  
事を神も顯し申せるよて此乃登の詞はそれ就て云  
へり○今接に此に兩説並載たること上の大巫祭神の下

に云へるに同ト○宇事物頸根衝拔 考云鴨鳥が潜カくに  
は頸を倒し水に衝入るを人れ頭もて地につき敬ふに譬  
へたり且頸根は首根なり頭を倒しをるには先づ頸がも  
となるをもていふ事物は即ち物といふ詞にて万葉に鴨  
自物水に浮居て船の浮ひ居ると譬へいひ肉自物膝折  
伏氏と人の膝を屈めて敬ふに譬へたる類なり衝拔は突  
通すといふに同じくして事と強くいふなりさてこは御孫  
命の御自敬ますさまなり○歷朝詔詞解云大平説に自物  
ハ狀之なるへと邪麻と自毛と通へり鹿自物は鹿狀之に  
て此類皆同じ○史傳云事物は即ち其物をいふ詞といハ  
れたるは違へり鵜の如くといふ意を云れたるに従ひ  
へと○

御縣<sup>ミノ</sup>坐<sup>イ</sup>皇神等前<sup>ミ</sup>白久<sup>シ</sup>高市<sup>チ</sup>葛木<sup>キ</sup>十市<sup>シ</sup>志貴<sup>キ</sup>山邊<sup>ヘ</sup>曾布<sup>フ</sup>登<sup>ト</sup>御  
名者<sup>ナ</sup>白<sup>シ</sup>氏<sup>ノ</sup>此<sup>コ</sup>六<sup>ム</sup>御縣<sup>ミ</sup>兩<sup>ニ</sup>生<sup>ナ</sup>出<sup>ル</sup>甘<sup>ア</sup>菜<sup>ナ</sup>辛<sup>カ</sup>菜<sup>ナ</sup>手<sup>テ</sup>持<sup>リ</sup>參<sup>マ</sup>來<sup>ル</sup>氏<sup>ノ</sup>皇<sup>ミ</sup>御<sup>ミ</sup>孫<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>能<sup>ク</sup>  
長<sup>チ</sup>御<sup>ミ</sup>膳<sup>ノ</sup>能<sup>ク</sup>遠<sup>ク</sup>御<sup>ミ</sup>膳<sup>ノ</sup>登<sup>ト</sup>聞<sup>ク</sup>食<sup>ハ</sup>故<sup>キ</sup>皇<sup>ミ</sup>御<sup>ミ</sup>孫<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>能<sup>ク</sup>宇<sup>カ</sup>豆<sup>ノ</sup>乃<sup>ハ</sup>幣<sup>ヒ</sup>帛<sup>ノ</sup>乎<sup>カ</sup>稱<sup>ス</sup>辭<sup>ス</sup>竟<sup>ス</sup>  
奉<sup>ル</sup>久<sup>ク</sup>宣<sup>ス</sup>。

○御縣<sup>ミノ</sup>坐<sup>イ</sup> 考云縣は後に郡といふに同し故文ハ古に  
依て縣といへり即こ乃六つの縣と郡は名の同じきをも  
て知るへし且郡ちふも暫く後に定られたるなりさてあ  
れ御縣は令に宮田といふにて畿内に天皇の供御の物と  
作る御莊を云ふも是也○記傳云阿賀多は上り田にて元  
は畠のことなり田と云は由をも畠をも統たる名にて其  
中に水のつかぬを畠とも上田とも云水田よりは高く上  
りたる由なり神代卷に高田万葉に上爾種蒔などあるは

水田の高さと云るなれど高處を阿宜といふ證なりさて  
阿賀多は元畠の事なりといふ據ハ八千矛神の御歌ハ夜  
麻賀多爾麻岐斯阿多泥都岐云々高津宮段大御歌ハ夜麻  
賀多爾麻祁流阿袁那母云々などある夜麻賀多は山縣乃  
謂なるに求む蒔蒔る青菜などあるを以て山なる畠なる  
ことを知るべしさて祈年祭祝詞に云々これに甘菜辛菜  
云々とあるを思ふべし此六御縣は殊に近く京畿ハ在て  
朝廷の御料ふ陸田物を作りて貢進る地あるが故にろの  
神を重く祭りたまひて如此く祈年の祝詞もあるありか  
れハ縣といふのも御上田より起れる名にて又それ  
に准へて諸國にある朝廷の御料ふ地をも云ふ云々かく  
て漢字と用る世になりて此阿賀多に縣字と當て書なら

ひてや、後には必しも朝廷の御料ふ地ならざるもりの  
 漢國に縣といふにあたる程の地とすべし其縣といふ  
 ことになれるなりや、後に縣といふほどの處をば元は  
 其をも國といひしなり阿賀多といふはもとは朝廷の御  
 料、地は限れる名なり云々かくて後孝徳天皇の御世に至  
 て其ほどまで縣と云し程の地を皆郡と名けて天下悉く  
 國を分たる名を郡と定められて其國の其許保理といふ  
 也許保理と云は古より有し名ふ非ず新○講義云御縣は  
 朝廷の御料にて供御に備る雜菓雜茶を貢る地を云へり  
 内膳式は園池と云る是なを云々○高市云々御名者白氏  
 考云此神たちの御名は別にあれどあゝ、たゞそ乃社  
 の坐す所を御名といひなせり式はも六ながら御縣垂神

社とのと擧られたり○山城の京となをてハ内膳職の十  
 所の御園を定め各その御園の神十四座をも祭り坐せど  
 な不古へに依て大和の六縣は月次新嘗の祭など絶させ  
 給はざるなり○神名式云大和國高市郡高市御縣神社神名  
 大月次 葛下郡葛木御縣神社大月次 十市郡十市御縣坐神  
 新嘗 城上郡志貴御縣坐神社大月次 山邊郡山邊御縣  
 新嘗 添下郡添御縣坐神社大月次  
 坐神社大月次 添下郡添御縣坐神社大月次  
 山口坐皇神等能前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無登御  
 名者白氏遠山近山爾生立留大木小木乎本末打切氏持參來  
 氏皇御孫命能瑞能御舍仕奉乎天御蔭日御蔭登隱坐氏四方  
 國乎安國登平久知食我須故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟  
 奉入宣

○山口爾坐 講義云月次祭の詞に山能口とあれば能の  
 辭を加へて稱ふべし廣瀬祭の祝詞に皇神等乃敷坐す山  
 々乃口より云々又記高津宮段に那良山口などあるも此  
 に同じく山より入り立つ口といふ義にて俗に山の上り口  
 といふ是なり云々此詞は宮室と作る料の官材と伐るの  
 用に就きて山神と祭らせ給ふなるを其御祭の山口よて  
 行はせたまふことなるか故に其御社の山口よて齋祀  
 りせたまへり云々○飛鳥云々御名者白岳 神名式云大  
 和國高市郡飛鳥山口坐神社 大月次新嘗 十市郡石寸山口神社  
大月次新嘗 ○鈴屋翁の説に石寸は石村あるを村字の偏  
 を省きて書るなりとあり古書には此例いと多し健を建  
 と得く城上郡忍坂山口坐神社 大月次新嘗 同郡長谷山口坐神  
 類あり 大月次新嘗 高市郡畝火山口坐神社 大月次新嘗 十市郡耳無山口  
 社 大月次新嘗

大月次新嘗 神社 ○考云その社の在る所を御名とするは上に  
 同し凡ろ山口に坐す神といふの多かれど殊に此次の社  
 を月次新嘗に祭らる楮畝火耳無は孤立し山にて今にて  
 は官材なるべき木はあつねどい上代に此六の山にて  
 採初られし由ありて諸國にて採せらるゝにも先づ此山  
 口の社を祭りたまふこととやなりつらむ○講義云今の  
 京となりて山城國にこそ山口神社を定めさせ給ひて  
 齋りせたまふへきに尙大和國にて祀らせ玉ふ事は上に  
 云る如く神代乃幽契を重し給ふ所なり云々畝火耳無の  
 二山は甚も上代は官材を採るべし繁山なりけむを國中  
 に突起せる山なる故に既に伐り盡したりけむ云々○遠  
 山近山爾生立留大木小木乎 考云遠山は諸國乃山なり

万葉に藤原の官造の材を近江の田上其外 方々國々よ  
り持參ることを云り是を以て之を知るべし○講義云生  
立留は生立有なり肥高津官段に於斐陀氏流佐斯夫また  
朝倉官段に於斐陀氏流母々陀流都紀賀延波とありて木  
にいふ語なり草にはあゝ生出と云り○本末打切氏持參  
來氏 考云大殿祭の條に今奥山乃大峽小峽爾立留木乎  
齋部乃齋斧乎以伐採氏本末故山神爾祭氏中間乎持出來  
氏とあるに均し○講義云そ乃遠近の山にて採る所の大  
小乃木どもの本末をば山神に奉り置て其中間を官材  
用ふ事を云るにて云々本末打切氏は本末を打切殘し置  
くと云なり持參來は持出來といふに同じ官材を引く事  
は万葉一卷藤原官役民歌に篋に作て川より流し歩より

運ふなど種々なり委しくは其歌に就て見るべし○四方  
國 考云よもは四面の畧にて方と書くはことわりの  
水分坐皇神等能前爾白久吉野宇陀都祁葛木登御名者白氏  
辭竟奉者皇神等能寄志奉牟與都御年乎八束穗能伊加志穗  
爾寄志奉者皇神等爾初穗波額母汁爾甄閉高知甄腹滿雙氏  
稱辭竟奉氏遺乎皇御孫命能朝御食夕御食能加牟加比爾長  
御食能遠御食登赤丹穗爾聞食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎  
稱辭竟奉乎諸聞食登宣。

○水分坐 考云古事記に天水分神訓分云久麻とあれは  
くまりと云ふなり後の世の訓は由なしと乃水分は文  
武天皇紀に奉馬于吉野水分峯神祈雨也万葉に神左振磐  
根已凝敷三芳野之水分山乎見者悲毛などあり○記傳云

水分は久麻理は分配にて水を分り給ふ由の御名なり○  
史傳云水分神乃坐す所と即ち水分といふなり○吉野云  
々御名者白氏 考云所を以て御名とする事上に同じ○  
神名式云大和國吉野郡吉野水分神社 大月次 新嘗 宇陀郡宇陀  
水分神社 大月次 新嘗 山邊郡都介水分神社 大月次 新嘗 葛上郡葛木  
水分神社 大月次 新嘗 ○考云今山邊郡輛田村といふは都介  
山といふ山あり葛木ハ今葛上郡増村といふ所に○こも  
りといふ所あり○皇神等能寄奉牟奥津御年乎云々 講  
義云此同文上なる御年神詞にも在り然れども御年神ハ  
農事を守護給ひ水分神は水理を知食して其主宰る所殊  
異なり是以彼詞ハ手肱爾水沫盡垂向股爾泥盡寄氏と  
續けて田を殖るより稻の成立まで其勞く狀を悉く云含

めたるも乃よて云々さて雨水こそは人力の及ばぬ事な  
れ田に水と灌ぐことは民の事業なるを皇神等の依り奉  
と云るは顯にこそ人の引する水なれ幽より水分神乃相  
預して其事を能せしめ給へるが其即水分神の天皇ハ奉  
り給ふ由なり○穎 爾汁 爾母 講義云この穎にもれ穎は上  
に初糶をけと云る其を指すにて第二詞に千穎八百穎 爾  
奉置氏の詞と省かれたるなれどそれなりに能く通ゆる  
なり○朝御食夕御食 講義云記日代宮段に朝夕之大御  
食と記され大神宮儀式帳ハ朝大御饌夕大御饌と作て常  
住不斷聞食大御食といふ事と心得て宜しけれど尙考る  
に天皇の供御と始て諸人の食物古昔より朝夕二度乃至  
なりとなり大膳式新嘗祭條に當日給食料を記されて其

男、辰日、且女卯日、夕辰日、且給之、また辰日、夕於省家給之、な  
ども見えて且夕の二度より外無し。○加牟加比 後釋云  
加は宇加之御魂などいふ宇加の宇を省けるにて食なり  
食も宇氣の宇を省けるにて加と氣とは一つなり酒を佐  
加。竹と多加といふ如く宇氣も上にある時は宇加とも云  
へり牟加比は万葉の歌に御食向とよめる向にて神に物  
を手向といふも同語なり云々加牟加比の食向にて御膳  
につれ玉ふを云なり爾てふ詞は下の聞食へかけて云へ  
り○長御食能遠御食 考云長も遠も祝言なり○赤丹穗  
聞食 考云丹はもと赤土をいふ且ろの赤き餘光を穗  
といて万葉に紅衣染雖欲着丹穗哉人可知かといへり借  
こ、も御孫命に御病れはしまさき大御願の赤きと申せ

り下の神賀に赤玉能御阿加良比坐ちふも同じことなり  
○諸聞食登宣 講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食  
登宣とある結びなり考に此の中らゝ零し祝詞どもにハ  
略さていと始の文と此所とに云て事を終たりといわれ  
たれと然らざざるは此祈年祭、詞較て十段なるを各々其  
社こそは別ありけれ宣命を受賜はること同一に在る  
事なる故に各自に異り乍ら其首尾は同度乃事なる故に  
此を混同にせるものなり

辭別。忌部能弱肩。太多須支取挂。由麻波利仕奉。留幣帛。  
乎神主祝部等受賜。事不過。捧持奉。登宣。

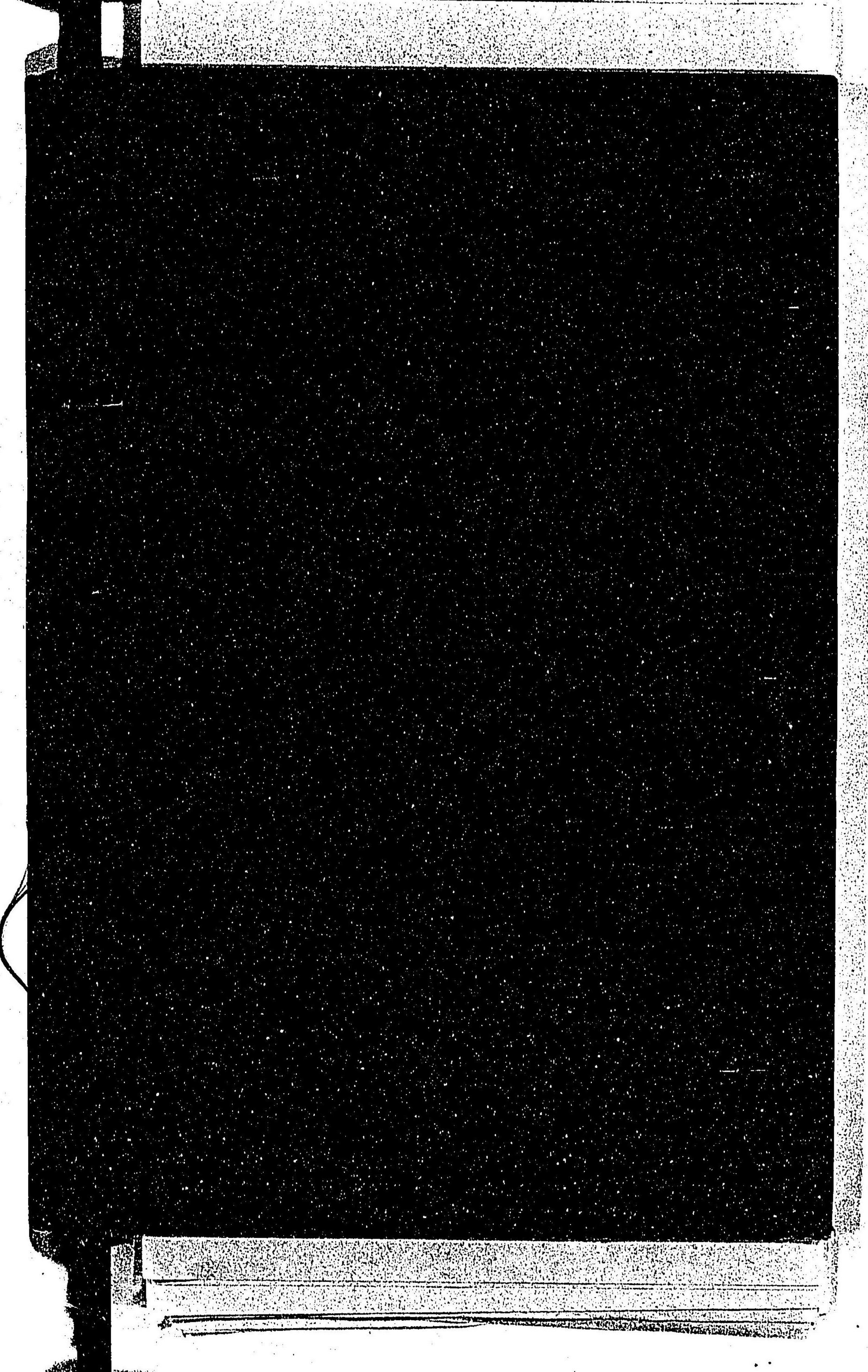
○辭別 考云事と更よ改めてかくいふ事上乃條に均し  
○忌部 考云齋部氏の神祖大玉命は萬乃大幣と主れハ



磐戸の前にて其事を執つ故其子孫大幣を奉り諸の社へ  
頒つ事などを仕奉りぬ○記傳云忌部とハ神を祭奠る種  
々の物を作り又然らても凡て齋潔清在て事をなす職と  
いふ名なり○講義云忌は伊波布伊都などの伊また悠紀  
由志里由麻波利など乃由より活きて嚴重に齋と慎む由  
なり云々又物を忌避る事に用る語なるハ主と忌慎む事  
のあるハ依てうれ他を避るなり○弱肩 後釋云弱肩と  
は肩のつがひ目にて折屈む所なる故に弱とは云なり今  
世言に腰を弱腰といふも肩と同じく腰もつがひめにて  
折かむ故にいふこと同じ○太多須岐取掛氏 考云忌  
部は神事の時手行ある故に掛をかくめり御膳に仕奉る  
男女ハ袴領巾と掛るが如し○持由麻波利 考云持はそ

の幣帛と取まかなふより云べし由は伊牟の約なり仍て  
古ハ齋む事を由と云り即ち下の神嘗の條に持齋波里と  
書つ麻波利はその美と延たる詞なるよし上の字其麻波  
里乃下に云るに同じ○仕奉留禮 講義云忌部の齋侍在て  
其事ハ勞き功しむ事を云なり記傳ハ仕奉は上たる人に  
事る業ハは万事にいふなりといはれたり○神主祝部等  
受賜氏 後釋云賜は朝廷より出し玉ふ幣帛を受取をい  
ふ○事不過 講義云不過のわやまづは誤にて思えき其  
なす業の案外に悪く成行くをいふ語にて俗に間違とい  
ふに當れを云々中臣の祝詞を以て宣り聞や忌部の幣帛  
を取り領るを神主祝部ともに忽卒に心得ること無く  
懸到に受賜はれと令すなり○捧持氏奉 講義云祈年祭

の頒幣を捧げ持て神に奉れと令するなり○宣 後釋云  
宣はいつれも其祝詞を讀む者の宣聞するなり天皇の詔  
ふ由に非き



特35  
794

014559-001-4

特35-794

祝詞略解(刪補)

久保 季茲/編

1冊

M16

ABB-0969

